

事業主 殿

堺労働基準協会

令和5年度 製造業 職長等安全衛生教育  
建設業 職長・安全衛生責任者教育 開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
事業者は 労働安全衛生法第60条、同規則第40条第3項の規定により、**新たに職務に就くことになった職長または労働者を直接指導、監督する者（作業主任者は除く）**に対して、安全衛生教育を実施するよう義務付けられています。  
また、建設業については、建設業の職長・安全衛生責任者カリキュラム(基発第178号通達(H13.03.27付))により特別の科目(2時間相当)の実施が義務付けられています。  
つきましては、標記の教育を開催いたしますので、是非受講されますようご案内いたします。

## 記

- |       |  |  |
|-------|--|--|
| 1. 日時 | 第1回 令和5年5月9日(火)～10日(水)<br>第2回 令和5年9月5日(火)～6日(水)<br>第3回 令和5年11月7日(火)～8日(水)<br>第4回 令和6年2月6日(火)～7日(水) | 毎回 (受付開始は30分前より)<br>1日目 8:50～16:10<br>(職長・安全衛生責任者教育は18:30まで)<br>2日目 9:00～16:30 |
|-------|--|--|
2. 会場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3-4-11(旧大和産業ビル2階)
3. 教育科目 作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法 2時間  
指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法 2時間30分  
危険・有害性の調査・措置、設備・作業等の改善の方法 4時間  
異常時・災害発生時の措置 1時間30分  
作業設備・作業場所の保守管理の方法、  
労働災害防止についての関心の保持、創意工夫を引き出す方法 2時間
- ※ 建設業 職長・安全衛生責任者教育受講者は、上記以外に次の科目の受講が必要です。
- ①安全衛生責任者の職務等 1時間  
②統括安全衛生管理の進め方 1時間
4. 講習料 製造業 職長等安全衛生教育:  
会員 1名 14,900円(受講料 13,497円(非課税)、テキスト代・補助資料 1,403円(税込))  
会員外 1名 16,800円(受講料 15,397円(非課税)、テキスト代・補助資料 1,403円(税込))  
建設業 職長・安全衛生責任者教育:  
会員 1名 17,700円(受講料 15,527円(非課税)、テキスト代・補助資料 2,173円(税込))  
会員外 1名 20,000円(受講料 17,827円(非課税)、テキスト代・補助資料 2,173円(税込))
5. 定員 30名 (定員になり次第締めきります)
6. 申込み 受講申込書、講習料を添えて堺労働基準協会まで持参して下さい。(ファックス可)  
\*協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ事前連絡願います。  
(銀行振込の場合)  
①振込先:三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会  
②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。  
③申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。  
振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。
7. 申込期日 受講日の2週間前まで
8. その他 \*申込み以降キャンセル、当日欠席されても受講料は返金いたしません。  
\*受講票、テキスト・補助資料、筆記用具を受講時、持参して下さい。  
\*駐車場はありません。公共交通機関を利用して下さい。  
\*昼食は各自で済ませて下さい。  
\*全講習時間を受講された方に修了証を交付いたします。  
\*受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。  
\*問合せは堺労働基準協会(TEL 072-233-5396)へ連絡下さい。